

理 由 書

本市を取り巻く社会情勢は、人口減少や高齢化等に起因した都市の活力低下が大きな問題となっており、今後、都市の活力の維持、向上を図る上で、厳しい財政状況のなか選択と集中による効果的・効率的な社会資本整備を進めながら、持続可能なまちづくりを目指していくことが課題となっている。

そのため、都市計画道路の必要性及び実現性を検証したうえで、都市計画道路3路線（3・4・2号沼田停車場線、3・5・3号沼田真庭線、3・5・4号十王堂原田線）を変更又は廃止し、これに伴い用途地域の界線根拠が滅失する箇所について、近傍の地形地物へ界線の位置を変更する。

また、上記都市計画道路の廃止による都市計画道路3・3・1号環状線の一部幅員変更に伴い、沿道指定されている用途地域の界線の位置を変更する。